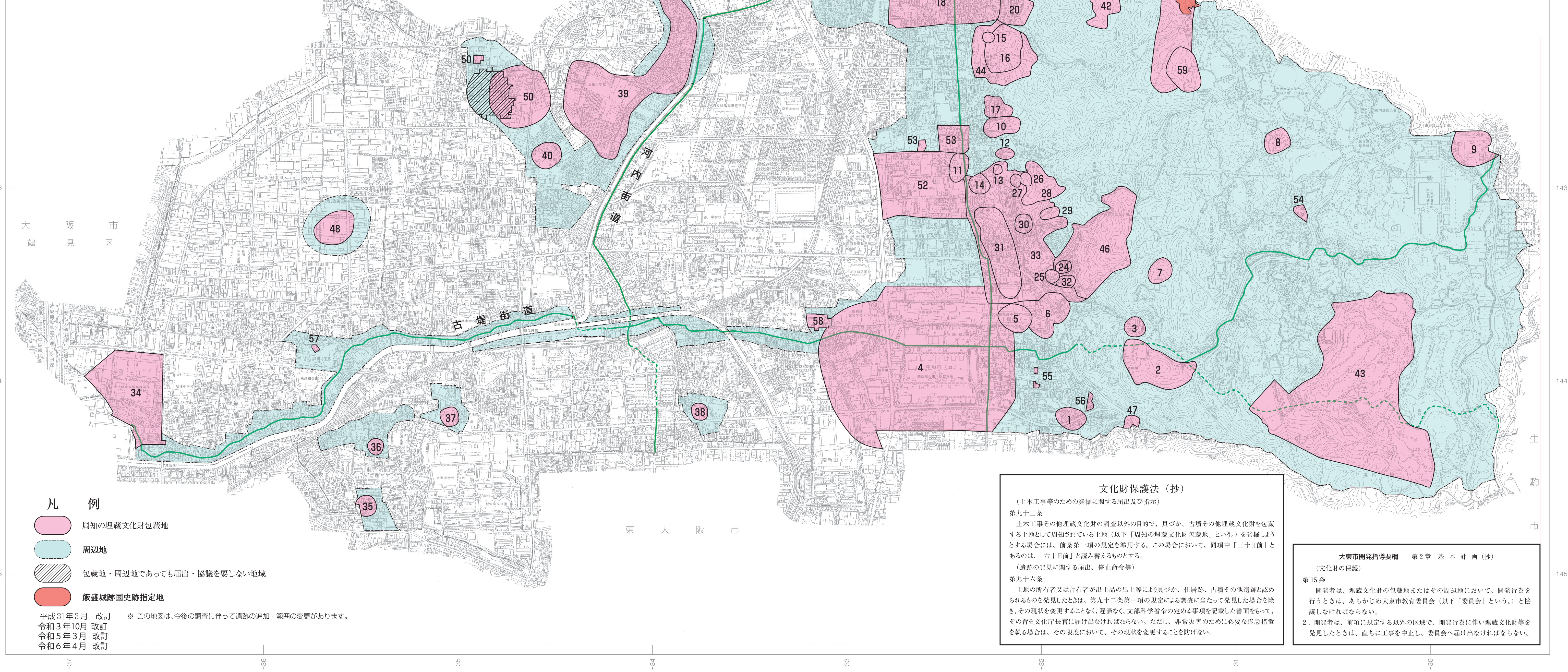


大東市埋蔵文化財分布図

1 : 10,000

大東市埋蔵文化財分布図

遺跡番号	遺跡名称	種類	時代
1	若宮遺跡	散布地	弥生
2	国見地区性遺跡	散布地	弥生・近世
3	七ツ廻り古墳	古墳	古墳後期
4	中垣内遺跡	集落跡	縄文・中世
5	元粉遺跡	集落跡	弥生・奈良
6	藤田川遺跡	祭祀・集落跡	縄文・中世
7	太鼓山遺跡	墓地	平安前期
8	竜門ノサカ遺跡	散布地	弥生中期
9	竜門ノサカ遺跡	散布地	弥生中期
10	福運寺遺跡	散布地	弥生・中世
11	メノコ遺跡	集落跡	古墳・奈良
12	藤田川遺跡	散布地・古墳	古墳後期
13	市木堂寺川配水場古墳	古墳	古墳後期
14	瓦堂遺跡	社寺跡	飛鳥・白鳳
15	ヤタ山古墳	古墳	古墳・中世
16	野崎遺跡	墓地	弥生
17	福運寺古墳	古墳	古墳・中世
18	北条西遺跡	集落跡・古墳	弥生・古墳
19	宮谷古墳群	古墳	弥生・中世
20	大谷古墳	古墳	弥生・古墳
21	北条南遺跡	古墳	古墳
22	北条南古墳	古墳	古墳
23	北条西遺跡	古墳	弥生・中世
24	城の上の段古墳	古墳	古墳後期
25	城の段古墳	古墳	古墳後期
26	堂山遺跡	散布地	古墳前期
27	堂山古墳	古墳	古墳後期
28	堂山古墳群1号墳	古墳	古墳中期
29	堂山古墳群2号墳~8号墳	古墳	古墳後期
30	六地蔵古墳	古墳	古墳後期
31	寺川古墳群	古墳	古墳後期
32	大谷神社古墳	古墳	古墳後期
33	寺川遺跡	集落跡	縄文・中世
34	西諸福遺跡	集落跡	弥生・古墳・中世
35	灰塚遺跡	集落跡	平安
36	灰塚堂山遺跡	集落跡	平安
37	水道場上水場遺跡	集落跡	弥生・平安
38	御供田遺跡	集落跡	中世?
39	三箇遺跡	城跡跡・集落跡	古墳・近世
40	水野遺跡	集落跡	古墳
41	灰塚城跡	城跡跡	南北朝~戦国
42	北条東古墳	古墳	古墳
43	龍門石切場跡	生産遺跡	中世末~近世
44	野崎城跡	城跡跡	南北朝~戦国
45	北新町遺跡	集落跡	縄文・近世
46	大谷古墳群	古墳	古墳
47	大城城跡石	生産遺跡	近世
48	新田遺跡	散布地	弥生
49	嘉谷古墳群	古墳	古墳
50	御供田遺跡	集落跡	弥生・中世
51	城ヶ谷遺跡	古墳・集落跡	縄文・中世
52	寺川西遺跡	集落跡	弥生・古墳
53	野崎堂山遺跡	集落跡	弥生・中世
54	竜門マロウ遺跡	その他の跡	中世・近世
55	中垣内東遺跡	集落跡	古墳・中世
56	若宮東遺跡	集落跡	弥生・中世
57	諸福上ノ堂遺跡	散布地	中世
58	野崎屋田会所跡	倉庫跡	戦国
59	龍門城跡	山城跡	戦国
60	北条石切場跡	生産遺跡	中世・近世



- 凡例**
- 周知の埋蔵文化財包蔵地
 - 周辺地
 - 包蔵地・周辺地であっても届出・協議を要しない地域
 - 飯盛城跡国史跡指定地
- 平成31年3月 改訂
令和3年10月 改訂
令和5年3月 改訂
令和6年4月 改訂
- ※ この地図は、今後の調査に伴って遺跡の追加・範囲の変更があります。

文化財保護法（抄）
(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条
土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条
土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを附けない。

大東市開発指導要綱 第2章 基本計画（抄）
(文化財の保護)

第15条
開発者は、埋蔵文化財の包蔵地またはその周辺地において、開発行為を行うときは、あらかじめ大東市教育委員会（以下「委員会」という。）と協議しなければならない。

2. 開発者は、前項に規定する以外の区域で、開発行為に伴い埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに工事を中止し、委員会へ届け出なければならない。